

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(三)

小早川義則

People v. Friedman, 4 Cal.Rptr.3d 273 (Cal.App.2 Dist.2003)

——カリフォルニア州における二重主権法理と二重の危険——

【事実の概要】 G・フリードマン(X)はニューヨークで開業している弁護士である。Xは1991年に強盗、恐喝、誘拐、麻薬取引を含む各種犯罪を犯し始めた。Xのこれら犯罪遂行時の主要な仲間は兄弟のK・フリードマン(Y)だった。ブルームガーデン(乙)はナイトクラブ経営者でXの友人である。乙は1992年から1993年までマイアミでマリファナを売り捌いていた。そのマリファナの提供者はカリフォルニアを拠点とする麻薬密売人(dealer)のアギーラ(甲)だった。甲はカリフォルニアでマリファナを仕入れ、それをフロリダ在住のZの下にフェデラル・エクスプレス(宅配会社)で送っ

ていた。積荷は次第に多くかつ頻繁になったので乙は友人のコバック(A)の援助を受けようとした。Aはカリフォルニアに出かけ、運び屋に輸送させるための積荷の手配をした。乙はマリファナ密売を年来の友人であるXのいるニューヨークにまで拡大した。Aがカリフォルニアから送ったおよそ800ポンドのマリファナが1993年4月、フロリダへの輸送中イリノイ州当局によって押収された。Aはこの時の当局によるマリファナの押収を利用して乙との関係を断ち切る決意をし、甲やマリファナの主要な顧客との会合を重ねた。彼らは乙およびフリードマン兄弟(X、Y)をマリファナ売買から排除することを決定し、そして乙は1993年6月8日、このことを告げられた。乙は1993年4月のマリファナ押収後の仲間はずれ(its fallout)につきAを絶対に許さなかった。乙とXは1994年8月、Aを誘拐して金を獲得しマリファナ売買の麻薬組織を再建することを決意した。XとYはXの運転手ヘルナンデス(H)——Hは後に訴追側に協力し、公判で主たる証人としての役割を果たすことになる——に1万ドル提供し、Yと一緒にカリフォルニアに行きAと直接会って今後のビジネスを中止させた上で、Aから資金を得てアギーラ(甲)とのマリファナの取引を再開することにした。Hは後に、Xが再開に必要な準備をしHらのカリフォルニア到着時に車と銃の手配をすることになっているとYから聞いた旨証言した。Xの客の1人Rは1994年9月6日、子供時代からの友人でカリフォルニアのサン・ティエゴ在住のマラーヴィ(M)から43分間の長い電話を受けた。Mはその後何度も短い電話をRにかけた。Mは1994年9月23日、ニューヨークのクイーンズ在住の人物から3千ドルを電送された。Hは後に法廷で、カリフォルニアに出発する前にX(またはY)からMに送金するようにRに手配したと聞いた旨証言した。X、YおよびHは同日——1994年9月23日——カリフォルニアのトランス(Torrance)に向かった。Mは2日後に車でトランスに到着し、彼らに銃を提供した。

X、Y、H、Mの4人は直ちにAの勤務先に出かけた。その後4人は、Aが閉店間近で1人で店にいたときにAを誘拐することとし交替でその機会を狙っていた。Xはその間、犯行に使うダクトテープやゴム手袋、着色スプレーなどを用意し、HはZからの資金援助の手配をした。Xはニューヨークの裁判所に出頭するため9月末カリフォルニアを出発したが、ニューヨークから指示を続けた。YとHはXの補充としてガリンド（G）を仲間に入れた。Y、H、Gは1994年10月10日、交通検問で免許証その他身分証明書を提示できなかったので逮捕され、トランス郡刑務所に収容されたが、いずれも偽名を用いた。YはXに8回電話をかけ逮捕の理由およびA誘拐の方法等について話し、Xは保釈（金）の手配をした。Y、H、Gは釈放後、再逮捕を避けるためにMに運転を頼み、Mはこれに同意した。4人はAへのストーカー行為を再開した。Y、H、Gの3人は1994年10月26日、Aの店に押し入り、Aおよび偶然同店にいたBを誘拐した。Mが車を運転し、男たちはA、Bを近くのホテルに連行した。彼らは被害者2人を一緒に縛り上げ、そしてXに電話で事情を説明した。Xは彼らに乙が後に電話すると告げた。その間に彼らは金を要求してAを殴り続けた。間もなく乙から電話があり、乙は直接Aに話しかけて金を要求した。Aが金はないと答えると、乙はYにA、Bの殺害を許可した。そこでYは、H、Gの助けをかりてAとBを締め上げて殺害した。3人はA、Bの死体をMの運転する車のトランクにのせた。Yは翌日、Xに電話でA、Bの殺害を報告し、ニューヨークまでの追加資金を求めた。Y、G、Hがニューヨークに着くと、彼らを空港に出迎えたXは、Aの勤務先近くで警察官に逮捕された直後になぜそのような馬鹿なことをしたのかと怒った。A、Bの死体を積んだ車はMが運転して出発したのでMがメキシコで死体を処理するはずであるとYが説明すると、XはMに追加資金を送金した。しかし、Mは死体をメキシコで処分せず、トランクに積んだ死体を車と一緒にサン・ディエゴの工業用空地（industrial strip）に放置してしまった。（*Id.* at 274-

277.）

被告人（X、Y）らは当初、ニューヨーク東部地区合衆国地方裁判所で起訴された。数多くの訴因の中で第16訴因は、“不正利得活動を援助する移動（Travel in Aid of Racketeering）”を禁止する移動法（Travel Act）として周知の合衆国法典第18編第1952条（a）（3）（B）違反で告発していた。すなわち、“1994年9月15日から1994年10月31日ころにかけてニューヨーク東部地区、カリフォルニア中央地区その他において、被告人G・フリードマン（X）、K・フリードマン（Y）は相互に、違法活動すなわち恐喝目的での暴力犯罪を犯す意図で故意に州間通商において移動し、その後、暴力犯罪を犯し、コバック（A）およびゴールド（B）の死をもたらし”というのである。ガリンド（G）は1996年6月28日、第16訴因につき有罪の答弁をし、210か月の拘禁刑を言い渡された。X、Yは第16訴因を含む多くの移動法違反の訴因で有罪とされ、Xは終身刑および300月、Yは終身刑および540月の各拘禁刑を言い渡された。

被告人Xらは2001年12月26日、カリフォルニア州において上述の身代金および殺人のための準備行為で略式（検察官）起訴された。公判裁判所は2002年2月11日、カリフォルニア州刑法典第656条は本件起訴を妨げているかの問題について審理を開始した。同年4月8日、修正された起訴状（amended information）が提出された。公判裁判所は4月12日、第656条に従ってXらの公訴棄却の申立てを認めた。（*Id.* at 277.）これに対し、訴追側が控訴した。

【判示（Discussion）】 原判決破棄。（1）訴追側（the prosecution）は、刑法典第1238条（a）（8）に従って、被告人G・フリードマン（X）、K・フリードマン（Y）、RおよびGに対する修正された起訴状でのすべての訴因を却下した公判裁判所の2002年4月12日付け命令に控訴を申し立てている。修正された起訴状は殺人の2訴因及び身代金目的での誘拐の2訴因で各被告人を告発していた。修正された起訴状は、以下の特別の情況、すなわち①本件殺害は意図的かつ金銭目的（financial gain）で遂行された、

②多数の殺人 (multiple murders) が行われた、そして③その殺人は誘拐中に犯されたという状況が存在すると主張していた。訴追側は刑法典第656条に従って公判裁判所が修正された起訴を却下したのは不当であると主張する。われわれはこれに同意する。(Id. at 274.)

(2) カリフォルニア州最高裁は1974年の【1】ベルチャ判決 (People v. Belcher, 520 P.2d 385) において“州および連邦による同一の行為に対する訴追と有罪判決は憲法上の二重の危険禁止によって妨げられない”と判示した。【2】アベイト判決 (Abbate v. United States, 359 U.S. 187, 194-195)、【3】バートカス判決 (Bartkus v. Illinois, 359 U.S. 121, 136) を見よ。しかし、ベルチャ判決宣告裁判所はさらに“このルールは……合衆国最高裁が合衆国憲法第5修正の下で利用できる決定した二重の危険以上の保護を州が提供することを妨げない”と指摘した。カリフォルニア州は刑法典第656条において、同一の行為に対する一連の有罪判決を禁止している。すなわち同条は“被告人 (accused person) の公判で、被告人がそのことで公判に付されている行為または不作為を根拠とした、他の州、政府、または国の法律の下での刑事訴追について、無罪または有罪とされたことが明らかであるときは常に、それは十分な防御となる”と定めている。“同一の行為に対する連続訴追 (serial prosecution) に関して、第793条は、犯罪として告発された行為が、当州においてと同様に、他の州または国の裁判権内にあるとき、前者 (他州) での有罪・無罪はそのことについての当州での訴追又は正式起訴状の妨げとなる”と規定する。【4】カミングーレ判決 (People v. Commingore, 570 P.2d 723)、【5】ブラウン判決 (People v. Brown, 251 Cal.Rptr. 889) を見よ。

これらの制定法に関する判例の概要を順次 (in order) 以下にまとめておく。1956年の【6】第一次カンデラリア判決 (People v. Candelaria, 294 P.2d 120) は、州裁判所での強盗に対する被告人の有罪判決を破棄した。被告人は以前に同一の事件につき連邦裁判所で国法銀行への強

盗で有罪とされていた。同判決は“州犯罪を構成するすべての行為は連邦犯罪に含まれていたものであり、連邦犯罪を構成するのに必要であった”と判示し、さらに“連邦訴追に含まれていた唯一の付加的要素は、奪われた金は連邦上その預金が保証されている国法銀行に帰属しているということだった。金の権限ないし保証に関するこのような付加的要素は、連邦裁判所の裁判権の問題 (the matter of jurisdiction) に関係し、強盗を遂行する被告人の側の活動には関係がなかった。”それ故、州裁判所での被告人の強盗に対する訴追は第656条によって禁止されると判示したのである。当控訴審の他の部は翌年の【7】第二次カンデラリア判決 (People v. Candelaria, 315 P.2d 386) において、先の有罪判決が破棄された後で被告人が同一の銀行強盗に関する侵入盗 (burglary) で訴追され有罪とされた事案につき、侵入盗に関しては第656条は適用されないと判示した。すなわち、刑法典第656条が適用される行為は同一の行為でなければならない。本件で主張されている侵入盗すなわち窃盗を犯す意図での建物への侵入は、連邦裁判所で主張された出納係にピストルを突き付けて脅かした行為と同一ではないというのである。(Id. at 277-279.)

州最高裁は【1】ベルチャ判決で、以上の2つのカンデラリア判決を次のように性格付けた。すなわち、これら2つの事案——同一の被告人と事件にかかわるが別個の犯罪で訴追されている——は、第656条で用いられている行為または不作為という文言に付与すべき意味を明確に示している。同条の下では、当州での犯罪を構成するすべての行為が以前の訴追での犯罪を立証するのに必要とされているのであれば、被告人は他の裁判権での有罪・無罪後に有罪とされない。しかし、犯された犯罪が同一の行為でなく以前の訴追で存在しなかった要素にかかわるにすぎないのであれば、当州での有罪判決は妨げられない。カリフォルニア州最高裁は【7】第二次カンデラリア判決を“犯された犯罪が同一の行為でなく以前の訴追で存在しなかった (構成) 要素にかかわる場合には当州での有罪

判決は妨げられないと判示したもの”と解したのである。ベルチャ判決での被告人は強盗および同一の行為につき州裁判所で連邦麻薬捜査官とおとり捜査官に対する凶器を用いた強盗および暴行の2訴因で有罪とされた、彼はそれ以前に同一の出来事につき連邦裁判所において連邦麻薬捜査官に対する凶器を用いた暴行で有罪とされていた。連邦麻薬捜査官への凶器を用いた暴行に対する州での有罪判決は第656条に従って破棄されるべきであると判示した際にベルチャ判決は“連邦犯罪での有罪は被告人の行為について何ら付加的要素の立証を必要とせず、それは単に裁判権の有無（の確認）のために被疑者の地位の立証を必要としたにすぎなかった”と判示したのである。（*Id.* at 279.）

カリフォルニア州最高裁は1977年の【4】カミングーレ判決で再び第656条の問題に接した。同判決での被告人は、カリフォルニアで被害者の車をその同意なしに奪った。被告人はその車をオレゴン州まで走らせオレゴン州にいる間に逮捕された。被告人はオレゴン州裁判所で車の権限なき使用で訴追され有罪の答弁をして確定したが、その後カリフォルニアで再び逮捕され、今度は車の重窃盗で告発された。カリフォルニアでの訴追は同一の被害者、車および窃盗にかかわりがあった。カリフォルニア州最高裁は公訴を棄却した公判裁判所を維持し、被告人のオレゴン州での有罪はカリフォルニアでの告発と同一の行為に基づいていると結論した。“金を奪う際の被告人の物理的行為または行動は強盗が連邦犯罪として考えられるか州の犯罪として考えられるかを問わず同一であった”とする【6】第一次カンデラリア判決の文言を強調し、ベルチャ判決の認定に依拠しつつ、“当州での犯罪を構成する行為のすべてが以前の訴追での犯罪を立証するのに必要であったのであれば、被告人は他の裁判権における以前の有罪または無罪後に有罪とされえない。……しかし、犯された犯罪が同一の行為でなく以前の訴追で存在しなかった構成要素にかかわる場合には当州での有罪は妨げられない”と判示したのである。【4】カミングーレ判決は結論の際に第793条に

も依拠したが“第656条と第793条との異なった言葉に法的重要性はない。第656条と第793条は類似の文言を用いている。この制定法の一方が他方より大きな保護を提供する意図であったと考える理由はない”と指摘した。1988年の【5】ブラウン判決はカミングーレ判決を引用して、被告人の侵入盗に対する州裁判所での訴追は侵入盗を犯すコンスピラシーに対する従前の連邦での有罪によって妨げられないとの公判裁判所の判断を維持した。“コンスピラシーで処罰されるのは違法な合意であって表顕行為でないことは十分に確立している。本件で被告人が連邦裁判所で訴追され有罪とされた決定的行為は、カリフォルニアで侵入盗を犯すというネバダでの彼らの合意であった。しかしながら、ネバダでの合意はカリフォルニアの宝石店への侵入盗につき被告人の有罪を獲得するのに必要な要素であったことを示すものは本件記録上一切存在しない”と指摘し、その結果、被告人のカリフォルニアでの侵入盗の有罪判決が維持されたのである。（*Id.* at 279-281.）

（3） 第6地区控訴裁判所は2001年の【8】ラザーレヴィッチ判決（*People v. Lazarevich*, 115 Cal.Rptr.2d 419）において、被告人の第656条却下の申立てを認めた公判裁判所の命令を一部破棄した。第656条の理論的根拠は同一の不法行為に対する重複的有罪を禁止することにある。もし従前の連邦有罪がカリフォルニアでの有罪を獲得するのに必要でない別個の行為に基づいたものであれば、被告人は同一の行為につき連続して（serially）有罪とされたことにはならない。被告人はカリフォルニアのサンタ・クルスで妻の保護下にあった2人の子供を奪い取りユーゴスラビアのセルビアに連れて行った。被告人は1991年、母親の合法的保護下にあった子どもを奪い不法留置（taking and detaining）したとしてセルビアで訴追された。Xは罰金（a fine）の支払いまたは70日間の拘留（custody）を言い渡された。子供が母親の保護下に戻されたのは1995年だった。被告人は逃亡犯罪人として合衆国に引き渡され、国外退去（extradition, deportation）後に再びカリフォルニアに戻り、

1989年10月1日から1995年6月8日の間、未成年者を不法留置し隠匿したことにつきアレインメントに付されたが、1989年から1991年のセルビアでの有罪判決に至るまでの行為については第656条と第793条によって責任を問われないと判示された。しかし、1989年から1991年までの不法行為に対する有罪判決は1991年から子供が最終的に母の下に帰った1995年の間の子供の不法留置に対するXの訴追を妨げないと判示されたのである。(Id. at 281.)

当控訴裁判所第4部は昨年(2002年)の【9】ゴフマン判決(People v. Gofman, 119 Cal. Rptr. 2d 122)において再び第656条の規定を吟味した。被告人(複数)は保険金詐欺をするコンスピラシー、重窃盗、不正請求による保険金詐欺等37個の訴因につき州裁判所で訴追された。これらの訴追は、段階的に仕組まれた自動車事故およびそれと関連する保険金の虚偽請求との関係で生じた。連邦裁判所での起訴は郵便詐欺をするコンスピラシーおよび郵便詐欺(mail fraud)など同一の出来事に依拠していた。被告人は連邦訴追の一部について有罪の答弁をした。第4部の裁判官は、2人の被告人に対するコンスピラシー訴因を却下した点で公判裁判官は誤っていると認めた。この2人の被告人は連邦事件ではコンスピラシーではなく実体犯罪で有罪とされたので、第4部の裁判官はコンスピラシーと実体訴因との関係を次のように吟味した。すなわち“連邦法の下では、コンスピラシー犯罪の本質(gist)は共謀者間の不法な合意である”。それ故、“コンスピラシーで処罰されるのは不法な合意であって表顕行為でない”。本件で被告人が連邦裁判所で訴追され有罪とされた決定的行為は、カリフォルニアで侵入盗(burglary)を犯すというネバダでの合意だった。しかし、ネバダでの合意はカリフォルニアの店の侵入盗で被告人を有罪とするのに必要な行為であったことは本件記録上一切示されていない。同一の結論は、逆の状況、すなわち実体犯罪が他の裁判権内で遂行されたが被告人はカリフォルニアにおいてコンスピラシーで告発された場合においても得られる。刑事コンスピラシ

ーはコンスピラシーの目的である刑事犯罪を現に遂行することとは異なる犯罪である。それはコンスピラシーの目的である実体犯罪の遂行を必要としていない。未完成犯罪としてのコンスピラシーは、犯罪を犯す合意の時点で法的介入のポイント(要点)が決まる(fixes the point)というのである。

(4) 以上引用の判例はすべて連邦と州の各制定法を比較している。合衆国法典第18編第1952条の関連部分は、(2)暴力犯罪または不法な活動を促進する意図で(a)州間を移動し、または郵便……を用いる者は……拘禁刑を科せられると規定する。移動法は“組織犯罪”に向けられた1961年の立法計画の一部として制定された。“移動法は不法活動を援助するために州または国境を越えて仕事をする者に刑事制裁を科す”。“移動法は主として利益の秘かな流れに由来し州境を越えた有害な仕事(pernicious undertakings)との闘争において合衆国の重要な援助となることを意図し、それ故、州法に違反する組織犯罪の中には合衆国全体の問題(national problem)となっているものがあるとの議会の判断を反映しているのである。”(Id. at 282.)

州間移動に焦点を合わせた移動法(Travel Act)とは異なり、第209条(a)は身代金のための誘拐を“身代金、報酬金、……の目的で人を監禁・拉致・誘惑、誘拐する者……は重罪で有罪とする”と定義し、第187条(a)は殺人を“事前の悪意により違法に人間を殺害すること”と定義する。そして第189条は重罪殺人を“誘拐……の遂行中……に犯されたすべての殺人は第1級殺人である”と定義する。(Id. at 283.)

以上の法律上の区別(legal distinctions)は、第656条と第793条の適用にかかわる本件での犯罪とは異なる次元の問題を構成する(frame the different dimensions)。誘拐または誘拐の遂行中に行われた殺人を立証するのに必要とされるいかなる物理的行為の立証も移動法は要求していないとの訴追側の主張にわれわれは同意する。前述のように、カリフォルニア州最高裁は【1】ベルチャ判決において、犯された犯罪が同一の

行為でなく以前の訴追で存在しなかった要素にかかわる場合には当州での有罪判決は妨げられない”と判示した。そして【5】ブラウン判決は、“以前の連邦での有罪判決がカリフォルニアでの有罪判決を獲得するのに必要でない別個の行為に依拠していたのであれば、被告人は同一の犯罪行為で連続して有罪とされたことにならない”と指摘した。われわれはベルチャ判決、ブラウン判決でのこの文言を適用して本件争点を検討する。

【1】ベルチャ判決の分析を適用すると、本件訴追では以前の訴追で存在しなかった要素が存在するため被告人が殺人または身代金目的での誘拐の犯罪を完成することが必要である。連邦の訴追では被告人が殺人を犯すという要素はなかった。移動法（Travel Act）は、不法な活動それ自体でなく、そのような不法な活動を促進する意図を要件として（with requisite intent）州間施設の利用を禁止する。下院委員会はこのことに関して“当該犯罪の本質は、州間通商での移動または故意による州間通商の施設または郵便の利用であり、殺人が遂行されるか企てられたかを問わず当該犯罪は完成する”と述べている。さらに連邦の訴追で陪審は殺人の構成要素について説示すらされなかった。それ故、本件訴追は連邦の事案で不必要とされた身代金のための殺人および誘拐の立証を必要としているのであるから、ベルチャ判決の分析を用いれば、本件訴追は第656条および第793条に従って却下できなかったことになる。

さらに【5】ブラウン判決の分析を適用すると、連邦での有罪判決は州の事件で有罪の評決を獲得するのに不必要であった別個の行為に依拠していたのであるから公訴棄却の申立て（dismissal motion）は否定されるべきであった。移動法の告発は州間移動を必要とするとの訴追側の主張にわれわれは同意する。身代金目的での殺人および誘拐は州間移動を必要としていない。したがって、ブラウン判決の分析の下では、本件訴追は第656条および第793条に従って棄却すべきではなかったことになる。（*Id.* at 283-284.）

誘拐および殺人につき言及されている州制定法の“行為（acts）”は連邦裁判所で申し立てられていたのと“同一の行為”ではない。連邦事件での行為は被告人が暴力犯罪を犯すために州間通商において移動したとの立証を必要としていた。被告人の連邦上の移動法（Travel Act）違反での有罪判決は、事実上も法律上も、より広い身代金のための誘拐および殺人の訴追の妨げとはならなかったのである。（*Id.* at 284.）

【研究】 1 本判決は、暴力犯罪の意図での州間移動を禁止する移動法（Travel Act）違反で連邦裁判所による有罪判決後に身代金目的での誘拐・殺人でカリフォルニア州があらためて被告人を訴追したところロサンゼルス郡裁判所が公訴棄却の申立てを認めた事案につき、先例の【1】ベルチャ判決および【5】ブラウン判決によれば本件訴追は有効であるとしたものである。本判決を理解するには、二重の危険と二重主権法理をめぐる合衆国最高裁判例の動向を踏まえた上でのカリフォルニア州法の理解が欠かせない。州と連邦との連続訴追だけでなく別個の州による同一犯罪に対する連続訴追も合衆国憲法第5修正の二重の危険（double jeopardy）に反しないことは合衆国最高裁判例上いわゆる二重主権法理（dual sovereignty doctrine）によって確立している。もっとも、各州が合衆国最高裁よりも二重の危険の保護を重視することはもちろん可能であり、現に若干の州では他の法域での確定判決後に同一の行為から生じた犯罪に対する連続訴追を禁止する制定法を採用している。そしてカリフォルニア州では刑法典第656条及び第793条がその種の規定を設けていることからその適用の有無が争われたのである。わが国での研究は必ずしも十分とは思われないので二重主権法理の形成過程についてあらためて触れた後、前記刑法典第656条等の適用に関する本判決引用の先例を事実関係を含めやや詳しく検討しておく。なお、事実関係については紙面の都合上、¹⁾で簡単にまとめておいたのであわせて参照されたい。

2 合衆国憲法第5修正は「何人も同一の犯

罪について重ねて生命身体の危険にさらされることはない (nor shall any person be subject for the same offense to be twice put in jeopardy of life or limb)」と規定する。このいわゆる二重の危険禁止条項は連邦憲法上のものであるが、各州の憲法 (または判例法) にも同旨の規定がある。もっとも、第5修正の二重の危険の規定が第14修正のデュー・プロセス条項を介して州に適用できるとされたのは1969年6月23日のベントン判決 (Benton v. Maryland, 395 U.S. 78) 以降のことである。そしてやはり同日に言い渡されたピアス判決 (North Carolina v. Pearce, 395 U.S. 711) において、有罪判決を受け服役中に当の判決が憲法違反を理由に破棄された後で同一事件につき再び有罪とされ通算すると当初より重い刑が言い渡され州段階で確定した事案につき、第5修正の二重の危険は3つの別個の憲法上の保障から成る、すなわち「それは無罪後の同一の犯罪に対する再度の訴追を禁止する (protects against a second prosecution)、それは有罪後の同一の犯罪に対する再度の訴追を禁止する。そしてそれは同一の犯罪に対する多重処罰 (multiple punishments) を禁止する」とした上で、同一の犯罪に対する新たな有罪判決に関して刑を言い渡すに当たりすでに科せられた刑期は十分“考慮”されなければならない、このことは同一の犯罪に対する加重処罰を禁止する憲法の絶対的な要求であるとして「憲法違反で無効」とした原判決が維持されたのである。

(1) このように第5修正の二重の危険条項が州の刑事事件に適用されるのは1969年6月23日以降のことであり、それ以前においては一般的なデュー・プロセス条項とのかかわりが問題となるにすぎなかった。例えば、1958年5月19日のホーク酒場強盗無罪再起訴有罪合憲判決 (Hoag v. New Jersey, 356 U.S. 464) では、ゲイバーでの被害者5人の強盗事件で被害者3人に対する無罪判決後の4人目の被害者に対する同一事件での有罪判決につき5対3 (ブレンナン不関与) で第14修正のデュー・プロセスに違反しないとされた。州裁判所が「4つの強盗事件はいずれも同一の機会に行われたが、別個の犯罪である」

として州憲法の二重の危険の主張を退け、州最高裁も“副次的禁反言 (collateral estoppel) の適用の問題は生じていないと判断している以上、連邦 (合衆国) 最高裁が介入する余地はないというのである。また同じ日に言い渡されたシウチ妻子殺害各分離訴追合憲判決 (Ciucci v. Illinois, 356 U.S. 571) では、妻子4人を1度に殺害したとされる4通の起訴状に基づいた3度目の裁判——最初の2回の裁判で被告人は妻と子供2人の殺害について20年、40年、45年の各拘禁刑を言い渡されていた——で残り1人の子供の殺害につきはじめて死刑が言い渡された事案につき、本件4人の殺害は同時に行われたのは明らかであるがイリノイ州法の下では別個の犯罪を構成することが認められているとした上で、5対4で第14修正のデュー・プロセス条項に違反しないとした。

しかし、1970年のアッシュ強盗無罪再起訴有罪違憲判決 (Ashe v. Wenson, 397 U.S. 436) ではポーカ・ゲームをしていた6人に対する強盗事件が発生し、その1人に対する無罪判決後に他の1人が起訴され有罪とされたというホーク判決類似の事案につき、第5修正の二重の危険は副次的禁反言を含むとした上で、これを破棄した。本件事案は事実上ホーク判決と同一であるが、ベントン判決によって第5修正の二重の危険が第14修正のデュー・プロセス条項を介して州に適用されると判示された以上、「問題はもはや副次的禁反言がデュー・プロセスの要求であるかではなく、それが第5修正の保障する二重の危険禁止の一部であるかどうか」であるとしてこれを肯定した。この憲法上の保護がどのようなことを意味するにせよ「それは無罪とされた人を再度厳しい試練にさらす (run the gantlet) ことのないよう保護していることは間違いない。」最初の陪審が被告人をAに対する強盗で無罪とした後で州は再び被告人を同じ容疑で公判に付することはできなかった。犠牲者の名前は被告人が強盗犯人の1人であるかの争点には何ら関連性がないから、たとえ2回目の裁判は同一強盗事件での他の犠牲者に関するものであっても、憲法上の差異は認められないと

いうのである。

(2) 他方、二重主権法理の萌芽は19世紀中葉に遡る。最も初期の1847年のフォックス偽造通貨行使州法違反合憲事件判決 (Fox v. Ohio, 46 U.S. (5 How) 410) において、偽造通貨行使の州法違反で有罪とされた被告人が州裁判所には憲法上管轄権がないとして争った事案につき、州法が1825年の連邦法とは別途、偽造通貨行使を処罰する規定を設けても憲法に反しないとされた。“貨幣を铸造する”権限は連邦政府の排他的権限であるが、偽造通貨行使等を処罰する権限は連邦政府と同様に州政府にもあるというのである。その後若干の判例を経て合衆国最高裁は最も重要な1922年の【10】ランサ州有罪後連邦訴追合憲禁酒法違反事件判決 (United States v. Lanza, 260 U.S. 377) において、州法に基づきアルコール性飲料の醸造等での有罪判決後に同一事実につき連邦の禁酒法違反で訴追された事案につき、1919年成立の第18修正の禁酒法は憲法上の州の権限への制約を消滅させたにすぎず各州はなお適当な立法によって禁酒法を実施できるのであるから、二重の危険に反しないとした。本件での行為はワシントン州に対する犯罪であり、それは同時に禁酒法の下で合衆国に対する犯罪でもあったのであるから、被告人は1つの行為によって2つの犯罪を犯したことになり、このことはフォックス判決 (前出) を嚆矢とする一連の判例によって裏付けられているというのである。

次に合衆国最高裁は1959年3月30日に言い渡したバートカス、アベイトの両判決において、一連の先例を総括した上で、連邦法違反無罪後の州訴追も州法違反有罪後の連邦訴追も二重の危険に反しないとした。まず【3】バートカス連邦無罪判決後州法訴追合憲銀行強盗事件判決 (Bartcus v. Illinois, 359 U.S. 121) では、連邦裁判所での無罪判決後に同一の証拠に基づいて州法上の強盗罪で有罪とされた事案につき、第14修正のデュー・プロセス条項には権利の章典の最初の8箇条は含まれていないとした上で同条項に違反しないとした。カードーソ裁判官がパルコ判決 (Palko v. Connecticut, 302 U.S. 319) で指摘

したように、人類の良心に反する (repugnant to the conscience of mankind) ような実務慣行 (practices) だけがデュー・プロセスによって州に禁止される。当裁判所は【10】ランサ判決以降、州と連邦との連続訴追は第5修正に違反しないというルールを5度繰り返し、最近まで全員一致で、このような連続的訴追は第5修正に含まれている二重の危険の禁止に違反しないということ疑問の余地なしとして受け入れてきたのである。(Id. at 132-133.) このような多数の先例がありながら (with this body of precedent)、2度目の裁判はデュー・プロセスによって禁止せざるを得ないと認定するのは、長期にわたり連綿と続いた疑問の余地ない歴史的経緯を無視することになろうというのである。(Id. at 136-137)

次に【2】アベイト州法違反有罪後連邦訴追合憲電話会社爆破コンスピラシー事件判決 (Abbate v. United States, 359 U.S. 187) では、ストライキの労働組合員による電話会社の施設を爆破するコンスピラシーにつき州裁判所での有罪判決後に同一犯罪について連邦裁判所に訴追された事案につき、州の訴追に連邦当局がかかわったことを示すものは本件記録上一切ないと指摘した上で、第5修正の二重の危険条項に違反しないとした。ブレナン裁判官執筆の法廷意見は、まず初期のフォックス判決等の具体的内容を詳細に検討し、このような判例の展開の最後を飾った【10】ランサ判決の原理はその後の判例においても疑問なしに受け入れられてきたと指摘した上で、被告人の要求するランサ判決の変更には応じられないとした。連邦法にも違反しうる行為に基づいた犯罪を訴追する州の権限を完全に排除するのが望ましいとは誰も提案しない。「そのようなことは刑事司法を施行する権限の分配に著しい変化 (marked change) をもたらすことになろう、われわれの連邦制度の下では州に犯罪を定義し訴追する責任があるからである。」二重の危険条項によって州と連邦の連続訴追が禁止されるということになれば、連邦法の有効性は傷つく (suffer) に違いない。それ故、申立人の以前のイリノイ州での有罪判決は本件での連邦訴追を禁止していなか

ったと結論せざるを得ないというのである。
(*Id.* at 195-196.)

そして1985年の「11」ヒース終身刑判決後他州死刑判決合憲妻殺害事件判決 (*Heath v. Alabama*, 474 U.S. 82) において、殺し屋2人に依頼して妻をアラバマ州の自宅から拉致しジョージア州で殺害させた被告人がアラバマ州裁判所で無罪判決後に終身刑が確定したその3か月後にジョージア州で同一事件につき訴追され死刑を言い渡された事案につき、最高裁は「2つの州による連続訴追への二重主権法理の適用可能性を提示している」とした上で、原判決を維持した。連続訴追が第5修正によって禁止されるのは、被告人が訴追されている2つの犯罪が二重の危険の趣旨に照らし「同一 (the same)」である場合に限られる。「誘拐中の殺人」と「悪意の殺人」は大なる犯罪と小なる犯罪 (*greater and lesser offenses*) と考えられる。それ故、二重主権原理が適用されなければ、本件事案は「同一」の犯罪である。したがって、これらの犯罪が1つの州法の下で発生しかつ両犯罪につきその州によって各別に訴追されていたのであれば、第2回目の有罪判決は二重の危険条項によって禁止されていたことになろうが、当裁判所によって一貫して適用されてきた二重主権法理によれば、同一の行為に対する2つの州による連続的訴追は二重の危険条項によって禁止されないという結論に至らざるを得ない。
(*Id.* at 88.) 各州が他の州に関して主権者 (*sovereign*) でないのは、各州が連邦政府に関してそうでないのと同じである。「主権の特権の中で最たるもの (*foremost*) は刑法典を創造し執行する各州の権限である。他の州が裁判所での勝負に勝利したことを理由に、ある州にその刑事法を執行する権限を否定することは「ショッキングであり、その境界内での平和と秩序を維持する州の歴史的な権利と義務の不当な剥奪 (*untoward deprivation*)」となろう」というのである。
(*Id.* at 92-93.)

(3) このように二重主権法理は連邦と州との二重構造に立脚した「連邦主義」に由来するが、州と連邦による連続訴追だけでなく別個

の州間での同一の犯罪についても拡大適用されることがヒース判決によって確立したことになる。問題は、すでに指摘したように、1969年のベントン判決によって第1修正から第8修正までの権利の章典の中で唯一残されていた合衆国憲法第5修正の二重の危険条項も第14修正のデュー・プロセス条項を介して州にも適用されることが確立したため、いわゆる権利の章典による統一的なアメリカ法が成立するに至ったのであるが、それはあくまでも最小限度の基準 (*minimum standard*) が確立されたにすぎず、各州はそれを越えた基準を設定することは可能であり、現にカリフォルニア州では州外での判決確定後の同一事件に対する訴追・処罰を禁止している。「ロス疑惑」の再燃でわが国でも大いに話題になったにもかかわらず、その具体的内容は不明である折柄、本判決で引用されている判例を中心にカリフォルニア州法の動向を一部重複するがやや詳しく検討しておく。

3 カリフォルニア州刑法典第656条は“被告人の公判で、被告人がそのことに関して公判に付されている行為または不作為を根拠とした他の州、政府、または国の法律の下での刑事訴追につき、無罪または有罪とされたことが明らかであるときはいつでも、それは十分な防御となる (Whenever on the trial of an accused person it appears that upon a criminal prosecution under the laws of another state, government, or country, founded upon the act or omission in respect to which he is on trial, he has been acquitted or convicted, it is a sufficient defense.)”と規定する。そして同第793条はほぼ同旨であるが“犯罪として告発された行為が他の州または国の裁判管轄権内にあるとき当地の裁判権内にあるときと同様に、その者への有罪・無罪は当州でのそれに関する訴追の妨げとなる”と規定する。

このように第654条および第793条はやや文言は異なるものの、連邦判例法上の二重主権法理とは異なり、他の法域での確定判決があれば同一行為についてカリフォルニア州での処罰・訴追は禁止される旨明言しているが、その内容を正確に把握するにはその適用事例の検討が欠か

せない。以下、一部前後するが、論述の便宜上、先にカリフォルニア州最高裁判例を、次いで控訴審の関連判例を検討することとしたい。

(1) カリフォルニア州最高裁判例 まず1961年のニール放火殺人事件複数処罰州法違反判決 (Neal v. State, 9 Cal.Rptr. 607, 357 P.2d 839) において、放火による夫婦に対する殺人未遂事件につき、放火および殺人未遂の両者の有罪判決は制定法に反して無効であるが、夫婦2人に対する殺人未遂としてのそれぞれの有罪判決は有効であり量刑も適切であるとされた。被告人ニール (X) はA夫妻の寝室にガソリンをまき、それを燃やした。A夫妻は火傷で重傷を負った。Xは殺人未遂の2訴因と放火の1訴因で有罪とされ、公判裁判所は殺人未遂の2訴因に対する量刑を併科した。そこで殺人未遂の2訴因と放火の1訴因に関する有罪判決は刑法典第654条の規定に違反し無効であるかが争われたのである。カリフォルニア州最高裁は「唯一の問題は刑法典第654条の適用可能性である」 (Id. at 610.) とした上で、次のように判示した。すなわち放火罪の1訴因と殺人未遂の2訴因に対するXの有罪判決は、ガソリンをA夫妻の寝室にまきそれを燃やしたというXの行為に依拠している。同一の行為から生じた2つの犯罪に対する処罰は、当然に含まれている犯罪 (necessarily included offenses) の重複処罰を禁止する憲法とコモン・ローおよび刑法典第654条によって禁止される。Xの有罪判決はいずれも当然に含まれている犯罪に対するものではない。放火は殺人を試みることがなくても犯されうる、そしてA氏に対する殺人未遂はA夫人を殺害する試みがなくとも犯されえたからである。しかし、単一の行為の多重処罰を禁止する“第654条の適用可能性は、単一の行為によって1つ以上 (複数) の制定法が侵害されたかどうかによる。”それ故、問題は、それが第654条の意味での1つ以上の制定法 (複数の制定法) の下で処罰されうる分割可能な行為 (a divisible transactions) を構成するかどうかである。”一連の犯罪行為が分割可能であり、それ故、第654条の意味で1つ以上の行為 (複数の行為) であるか

は行為者の意図および目的による。それ故、野球のバットで被害者をまずノック・アウトし、次いで被害者の貴重品を奪うことによって強盗をすることを選択した被告人が強盗および暴行の両者で有罪とされた事案で、このような二重処罰は第654条に反するとして暴行での有罪判決は破棄された。しかし、暴行が強盗遂行の手段でなく強盗の完了後の行為であるとき、被告人は2つの可罰的行為で有罪とされる。同様に制定法上の強姦と猥せつ行為 (lewd and lascivious conduct) は1つの性交から生じた1つの行為である。しかし、性的逸脱 (sex perversion) と猥せつ行為は時間的に近接し同一の性行為の一部であるけれども、猥せつ行為は別個で変態性欲が行われた行為の手段に付帯するものではないので両者の有罪は維持されている。本件において放火は殺人未遂を遂行する手段であったのであり、バットを用いた暴行が強盗を犯す手段であったのと全く同じである。「放火は単にA夫妻を殺害するという当初の目的に付随したにすぎないのであるから、放火罪と殺人未遂罪の両者に対する有罪は刑法典第654条に違反したことになる。」しかしながら、2つの殺人未遂に対する有罪判決は、別個の問題を提起している。1人以上の者に危害を加える意図で暴力行為をする者は、単に1人だけに危害を及ぼす被告人よりも責任が重い。第654条は、それぞれ異なる個人に対する暴力行為となる2つの結果をもたらす1つの行為には適用されない。2つの連続的な殺人未遂に対する有罪判決は適切に科せられた。第654条の加重訴追の阻止 (proclusion of multiple prosecution) は加重処罰の阻止 (proclusion of multiple punishment) とは別個でかつ異なる。「加重訴追を禁止するルールはハラスメントを禁止する手続き的保護であり、科せられる処罰とは必ずしも関係がない。」

次に1966年のケレット軽罪有罪後同一行為重罪訴追禁止凶器誇示事件判決 (Kelllett v. Superior Court of Sacramento County, 48 Cal. Rptr. 366, 409 P.2d 206) において、凶器を示してする脅迫行為 (軽罪) での訴追後に隠匿した凶器所持 (重罪) で訴追された被告人が同一のピス

トルの振り回しに基づいたものであるとして禁止令状 (a writ of prohibition) による救済を求めたところ、カリフォルニア州最高裁は、これを認めた。サクラメント警察署の警察官は騒動の現場でピストルを手に持って歩道に立っていた被告人ケレット (X) を見つけ逮捕した。X は同日、刑法典第417条 (脅迫の態様での凶器の誇示) 違反の軽罪で市裁判所において訴追された。X は重罪事件で有罪とされていたことが予備審問で判明したので、刑法典第12021条違反 (重罪で前科のある人物による隠匿武器の所持) で上級裁判所において別途訴追された。X は第417条違反の訴追に有罪の答弁をして郡刑務所への90日の拘禁刑を言い渡された後で、刑法典第654条違反を理由に第12021条違反で告発する略式起訴状の却下を上級裁判所に申し立てたところ、この申立ては退けられた、そこでX は彼の公判を阻止するための禁止令状を求めたという事案である。州最高裁は次のように判示して、禁止令状の発付を認めた。すなわち、単一の行為または分割できない1つの犯罪行為が有罪の証拠として告発されているのであれば、被告人はたとえ1つ以上の制定法 (複数の制定法) に違反したとしても、被告人はただ1回のみ処罰されうるにすぎない。一連の犯罪行為が分割可能で、それ故、第654条の意味での1つの行為以上のものであるかどうかは行為者の意図および目的いかんによる。われわれはニール判決 (前出) において、“第654条の重複訴追の阻止は加重処罰の阻止とは別個でかつ異なる、加重訴追を禁止するルールはハラスメントを阻止する手続き的保護であり科せられた処罰とは必ずしも関係がない” と指摘した。それ故、第654条の処罰条項は、単一の暴力行為で数人の傷害をもたらすときには適用されない。飛行機を爆破して乗客全員を殺害するあるいは多くの人を殺害する行為をする被告人は、1人だけを殺害する被告人よりも重い処罰を受けるのは相当である。しかし、そのような被告人は連続訴追に服すべきであるということにはならない。そのような状況下において科せられる刑罰に検察官が満足するまで裁判の繰り返しを認めるの

は全く不合理なハラスメントに相当しよう。イリノイ州は1961年、同一の行為に基づいた犯罪のすべての併合を要求するという新しい刑法典を採用した。これは1度に殺害された3人の被害者の各人につき最終的に死刑が科せられるまで被告人を連続して公判にかけことを認めていた今までのイリノイ法を大きく変更するものであった。(People v. Ciucci, 8 Ill.2d 619, 137 N.E.3d 40.) 合衆国最高裁はシウチ判決 (前出) において有罪判決を維持したけれども、密接に結びついている犯罪の分離公判の訴追は第14修正のデュー・プロセス条項によって要求される基本的公正さの否定であることを明確に警告した。ホーグ判決 (前出)、【2】アバイト判決 (ブレナン同調意見) をも見よ。イリノイ州最高裁は最近、この制定法を適用して、以前に殺人で有罪とされた被告人を本質的に同じ他の被害者の殺害で公判に付すことは基本的公正さに矛盾するとした。People v. Golson, 32 Ill. 2d 398, 207 N.E.2d 68. 本件のように、同一の行為または一連の犯罪行為が重要な役割を果たしている1つの犯罪以上の多くの犯罪に検察側が気付いているか気付いていてしかるべきとき、そのようなすべての犯罪は、相当な理由で併合が禁止されるまたは分離が認められる場合を除き、1つの手続で訴追されなければならない。このようなすべての犯罪を統合 (unite) しなかったとすれば、最初の手続が無罪または有罪で終了したのであれば、犯された犯罪についてのその後の訴追は妨げられることになる。(Id. at 209-210.) 禁止令状を申請どおり認める。

そして1974年の【1】ベルチャ従前無罪判決 不言及効果の弁護否定判決 (People v. Belcher, Sup., 113 Cal.Rptr.1, 520 P.2d 385) において、被告人が第1級強盗および武器を用いた暴行の2訴因で州裁判所で有罪とされた事案につき、被告人は以前に連邦捜査官への武器を用いた暴行で無罪とされていたので同一人物への凶器を用いた暴行は維持できない (無効) とした上で、弁護人がそのような以前の無罪判決を主張しなかったのは弁護人による相当な弁護 (効果的弁護) とはいえないとして有罪判決を破棄した際に、

カリフォルニア州最高裁は刑法典第656条について重要な判断を示した。事実はおよそ次のとおりである。連邦捜査官ジョンソン（P）とオークランド警察のおとり捜査官（undercover agent）Qは1970年10月28日夜、麻薬取引の手配をした。約束どおり2人は"ジョウ"という名の男に指定の場所でキャデラックに乗せてもらい取引場所に向かった。ジョウは車の前部助手席に被告人Xと後にPらによって確認されたもう1人の男を乗せていた。Pらは車に乗り後部席に座った。間もなく運転手（ジョウ）はある場所で車を止め、そこで取引が行われることになった。金に関するやりとりの後、運転手は銃身を短く切った散弾銃を、そしてXはピストルを取り出した。Pは現金400ドルを渡すように要求され、両捜査官はそれぞれの財布を奪われた。強盗犯人は車で立ち去った。Xはカリフォルニア州刑法典の規定に従って強盗の2訴因（第1、第2訴因）および凶器を用いた暴行の1訴因で略式（検察官）起訴され、さらに修正された略式起訴状（amended information）は犯行時に凶器で武装していたとしてXを告発していた。Xは公判初日、以前の危険を理由として起訴状の却下（公訴棄却）を申し立てた。要するに、カリフォルニア北部地区合衆国（連邦）地方裁判所において連邦捜査官Pにかかわる本質的に類似した事件でXは訴追されすでに無罪とされていというのである。公判裁判官はXの申立てを退け、陪審は3訴因すべてについてXを有罪と認めた。これに対し、州最高裁は次のように判示して原判決を破棄した。すなわち「州政府と連邦政府による同一行為に対する訴追・有罪は憲法上の二重の危険禁止の保護によって妨げられない。【2】アベイト判決、【3】バートカス判決、【10】ランサ判決。このルールは、しかし、合衆国最高裁が合衆国憲法第5修正の下で利用できる判断した保護よりも大きな二重の危険の保護（greater double jeopardy protection）を州が提供することを妨げない。したがって、いくつかの州は、同一の行為から生じた犯罪に対する異なった裁判権での連続訴追を禁止する少なくとも若干の保護を提供する制定法

を採用している。」「カリフォルニアでの関連制定法は刑法典第656条である。同条は“被告人の公判で、被告人がそのことに関して公判に付されている行為又は不作為を根拠とした他の州、政府、または国の法律の下での刑事訴追につき、無罪または有罪とされたことが明らかであるときはいつでも、それは十分な防御となる”と規定する。」本件での唯一の争点は、連邦捜査官への致死的な武器による攻撃に関する連邦裁判所での以前の無罪は同一の“行為または不作為”に基づいたものであるかである。われわれは第656条で用いられている“行為または不作為”の文言の解釈を初めて求められている。第656条を解釈した最初の事案は【6】第一次カンデダリア判決だった。その後、同一の行為から生じた侵入盗の犯罪でカンデダリアを告発した新しい略式（検察官）起訴がなされた。彼は再び第656条に依拠して以前の有罪判決を防御として主張した。しかし、裁判所は今度はこれに同意せず、本件で申し立てられている侵入行為すなわち窃盗の意図で建物に入ることは、連邦裁判所で申し立てられた行為すなわち出納係に銃を突き付けて脅迫し彼に金を手渡させたという行為と同一の行為ではないと判示したのである。「これらの2つの事案——両者ともに同一の被告人および行為にかかわるが各別の犯罪で告発されている——は第656条で用いられている“行為または不作為”の文言の意味を明確に示している。もし当州での犯罪を構成する行為のすべてが以前の訴追での犯罪を立証するのに必要であったのであれば、被告人は他の裁判権での無罪または有罪後に有罪とされえない。【6】第一次カンデダリア判決。しかし、犯された犯罪が同一の行為でなく以前の訴追で存在しなかった要素にかかわる場合、当州での有罪判決は妨げられないのである。【7】第二次カンデダリア判決。この基準の下では被告人ベルチャ（X）の第3訴因——捜査官ジョンソンへの凶器による暴行——に関する彼の有罪判決は破棄されなければならない。しかしながら、この基準を被告人の第1、第2訴因——ジョンソン（P）への強盗とQへの強盗——に適用すると、異なる結

果が導かれる。これらの犯罪のそれぞれにつき有罪とするには、被告人による少なくとも重要な付加的行為——他人の所有する個人財産を奪うこと——の立証を必要とする。この立証は連邦捜査官への致命的武器による暴行という連邦犯罪を立証するのに必要とされなかった。したがって、最初の2つの訴因の下での第1級強盗の有罪は被告人が連邦裁判所で無罪とされたのと同じの行為に基づいていなかったのであるから、これらの有罪は維持されなければならない。

さらに1977年の【4】カミングーレ自動車無許可使用他州有罪後自動車重盗盗訴追禁止判決 (People v. Comingore, Sup., 141 Cal.Rptr. 542, 570 P.2d 723) において、被害者の車をその許可なしにカリフォルニア州甲地の住宅から盗みオレゴン州乙地まで運転したとして逮捕され権限のない車の使用で訴追され有罪の答弁をして4月か後に仮釈放 (parole) を認められたが、今度はオレゴン州での有罪判決の原因となった同一の出来事から生じた車の重盗盗 (grand theft auto) の訴因および車を奪取し違法に運転した訴因でカリフォルニア州で逮捕・訴追された事案について、本件犯罪に対するカリフォルニア州での訴追は禁止されたとした公判裁判所の判断を維持した際に、州最高裁は「本判決を支配するのは【1】ベルチャ判決で明らかにされた原理である」とした上で次のように判示した。すなわち「ベルチャ判決でのわれわれの判断は、第656条の解釈に基づいたものであった。本件で公判裁判所は、第793条に依拠している。第656条は犯罪と刑罰を取り扱う第1部におかれている。一方、第793条は刑事手続を取り扱う第2部におかれている。しかし、“第656条と第793条の文言の相違には法的重要性がない。”この制定法の一方が他方より大きな保護を意図したものであると考える何らかの理由をわれわれは見い出すことができず、両当事者もそのことを示唆していない。それ故、第656条ではなく第793条が本件を支配すると判示したにもかかわらず、われわれの結論に変わりはない。すなわちカリフォルニアでの告発と同一の行為に基づ

いたものであるから、被告人のオレゴンでの権限のない車の使用についての以前の有罪判決によって重盗盗および違法な車の運転ないし奪取について当州で彼を訴追することは禁止されることになる。(Id. at 545-546.)

(2) カリフォルニア州控訴審判決 まず1956年の【6】第一次カンデラリア連邦裁判所有罪後州訴追禁止同一強盗事件第2地区控訴裁判所第3部判決 (People v. Candelaria, 294 P.2d 120) は、連邦裁判所で無罪判決後に同一の銀行強盗事件につき州裁判所で訴追され有罪とされた事案につき、カリフォルニア州法の下では「州犯罪を構成するすべての行為が連邦犯罪の中に含まれかつ同犯罪を構成するのに必要である場合には連邦裁判所での有罪判決は州の訴追の妨げとなる」と判示し、原判決を破棄した。被告人カンデラリア (X) は1955年6月24日、ロサンゼルス上級裁判所において非陪審の裁判で強盗罪につき有罪とされたところ、ロサンゼルス合衆国地方裁判所において同一の犯罪につき有罪とされたことがある (United States v. Candelaria, 131 F.Supp. 297) ので同一の犯罪につき重ねて危険にさらされたとして控訴した。被告人 (X) は1954年10月10日午前10時45分ころロサンゼルスの国法銀行 (National Bank) の出納係として勤務中のAに銃を突き付け、違法に暴力で畏怖させることにより (by means of force and fear) Aから950ドルを奪取したとしてロサンゼルス郡地方検察官による1955年5月4日付け略式起訴状で告発された。他方、ロサンゼルス連邦大陪審は1955年1月12日、危険な武器を用いた国法銀行の強盗で被告人 (X) を正式起訴 (indictment) した。“被告人 (X) は1954年10月10日またはそのころカリフォルニア州南部地区中央部のロサンゼルスにおいて暴力で畏怖させることにより……Aから当時その預金が連邦預金保障会社によって保障されている……国法銀行の管理下にあるおよそ950ドルを奪取した。”“本件犯罪を遂行する際に被告人カンデラリア (X) は、危険な武器すなわち45口径の拳銃をアイダ・ホランド (A) に突き付け、その生命を危険にさらした”というのである。

Xは正式起訴状での訴追につき連邦裁判所で有罪の答弁をし、1955年2月7日連邦裁判所によって拘禁刑5年を言い渡されていた。そこでXは「連邦訴追と州の訴追は性格上同一であり、連邦訴追は連邦によって預金が保障されている国法銀行の資産にかかわるけれども連邦訴追の下での強盗と同一の行為である」と主張して控訴したのである。これに対し、州控訴裁判所は次のように判示して、原判決を破棄した。すなわち【10】ランサ判決において州の有罪判決は連邦訴追を妨げないとされた。“本件犯罪はワシントン州法に違反したから同州に対する犯罪であるが、禁酒法の下での合衆国に対する犯罪でもある。それ故、被告人は同一の行為によって2つの異なる犯罪を犯したのであるから、ワシントン州に対する犯罪についての同州裁判所による有罪判決は、合衆国に対するそれとは異なった犯罪についての有罪判決でないから二重の危険にはならない”というのである。(Id. at 122.) それ故、同一の行為であっても、1つは合衆国に対するもの他の1つは州に対するものとして別個の犯罪を構成しうる。要するに「被告人に対し本件で訴追された犯罪と連邦事件で訴追された犯罪とは別個の犯罪であること、そして連邦事件での有罪判決はカリフォルニア州における制定法の規定の下でそのような有罪判決は防御となるのでない限り、本件での防御(defense)とならなかったことは明らかである。」カリフォルニア州刑法典第656条は、“被告人の公判において、被告人がそのことについて公判に付されている行為または不作為に基づいて、他の州、政府、または国の法の下での刑事訴追で無罪または有罪とされていたことが明らかであるときはいつでも、それは十分な防御(defense)となる”と規定している。連邦訴追と州の訴追とは同一人物であるアイダ・ホランド(A)にかかわる1つの強盗事件に関連しており、かつ2つの訴追は同じ時に同じ場所で同一の金を奪取することに関連していた。連邦訴追にかかわる唯一の付加的要素は、その金は連邦によって預金が保証されている国法銀行のものであったということであった。このような

付加的要素は、連邦裁判所の裁判権の問題に関係するが、強盗をする際の被告人の側での何らの活動には関係がなかった。金を奪取する際の被告人の物理的行為は、本件強盗が連邦犯罪であるか州犯罪であるかを問わず同一であった。「州犯罪を構成するすべての行為は連邦犯罪に含まれていたものであり、連邦犯罪を構成するのに必要であった。上記第656条の意味において、連邦犯罪は被告人がそれに関して本件で審理された“行為に基づいて”いた。法律問題として、以前の連邦での有罪判決は本件において十分な防御であることは明らかである」と判示したのである。

次いで1957年の【7】第二次カンデラリア連邦裁判所強盗有罪後同一事件州裁判所侵入盗有罪合憲第2地区控訴裁判所第1部判決(People v. Candelaria, 315 P.2d 386)は、第一次カンデラリア判決の破棄判決を受けて今度は同一の行為につき第1級侵入盗で有罪とされた事案につき、両判決の構成要素が異なることを理由に連邦および州法上の二重の危険条項の下では以前の連邦裁判所での有罪判決はその後の同一行為に対する州での侵入盗を妨げないとした。要は、本件事案において被告人は強盗罪ではなく侵入盗(burglary)で訴追されたのであり、この両犯罪は多くの点において大いに異なる。連邦政府は被告人を強盗罪で訴追した。この犯罪は、暴力的奪取(a forcible taking)のように侵入盗にかかわりのない多くの構成要素を有する。侵入盗の犯罪の本質は被告人が盗みの意図で銀行に入ることであり、この構成要素は必ずしも強盗罪とは結びつかない。1つの犯罪の構成要素のすべてが他の犯罪の中に含まれているのでない限り二重の危険は存在しない。刑法典第656条の規定も本件手続での被告人に何ら助けとならない。同条で指摘された“行為(act)”は“同一の行為(the same act)”でなければならない。本件で主張されている侵入盗は窃盗を犯す意図で建物に入ることであり、連邦裁判所で申し立てられた出納係に銃を突き付けて彼女を暴力によって畏怖させて若干の金を彼に手渡すように要求する行為と同一の行為ではないというので

ある。

そして1989年の【5】ブラウン盗品州間移送州法違反コンスピラシー有罪後侵入盗連邦裁判所有罪肯定宝石店窃盗事件判決 (People v. Brown, 251 Cal.Rptr. 889 (Cal.App. 3 Dist. 1988)) は、盗品の州間移送のコンスピラシーで連邦裁判所での有罪判決後に被告人らが侵入盗 (burglary) につきカリフォルニア州上級裁判所での有罪とされた事案につき、連邦憲法上の二重の危険禁止は連邦および州政府の両者による同一の行為に対する訴追での有罪を妨げないことは連邦判例上確立しているが、カリフォルニア州では州と連邦の裁判所で二重処罰されないことは刑法典第656条で定められているとした上で、従前の関連判例によれば、被告人の本件での侵入盗についての有罪は第656条によって妨げられないとした。被告人ブラウン (X)、アンデルセン (Y)、パーセル (Z)、V、Wの5名は、侵入盗の1訴因につき有罪とされた判決に対し控訴した。YとZは1983年3月甲郡での集会に参加し、カリフォルニア州乙地の宝石店に侵入する計画を立てた。被告人らは知らなかったが、その集会に参加した1人の男はFBIの情報提供者 (informant) であったため、彼はそのことをFBIに通報した。YとZはその後何度か乙地に出かけ宝石店を訪ね、キーを用いて防犯ベルを止めることに成功した。被告人全員は1983年4月3日、ルネ (Rene) のホテルで最後の詳細な打合せをした。その会合におとりのFBI捜査官 (an undercover FBI agent) がおり、隠し持ったテープ・レコーダーでその会議の様子を録音した。被告人全員がその後宝石店近くで逮捕された。甲郡の連邦地方裁判所で「価格5千ドルを越えた盗品を州間通商で移送するコンスピラシーで」有罪とされたXらは、カリフォルニアでの有罪判決は第656条によって妨げられると主張したが、侵入盗でも有罪とされたという事案である。(Id. at 889-890.) これに対し州控訴裁判所は、次のように判示して原判決を維持した。すなわち「第656条で言及されている“行為 (act)”とは、被告人がそのために訴追されている被告人の物理的行為または行動を意味する (【4】カミ

ンゴレ判決)。それ故、連邦裁判所において強盗で有罪とされた被告人は州の裁判所において同一の強盗につき後に有罪とされない。このことは【6】第一次カンデラリア判決、【1】ベルチャ判決で確認された。しかしながら、連邦裁判所において強盗罪で有罪とされた被告人は後に州裁判所において侵入盗で有罪とされる。“侵入行為すなわち窃盗を犯す意図で建物内に入ることは、連邦裁判所で申し立てられている出納係に銃を突きつけて暴力と畏怖によって彼女に若干の金を手渡すように強制するのと同じの行為ではない”からである。このことは【7】第二次カンデラリア判決、【1】ベルチャ判決で確認された。これらのルールは本件で争われていない。(Id. at 890-891.) 問題は、以前の訴追が……被告人がそのことで公判に付されている“行為を根拠とした”ものであるとき、第656条が適用されるかである。わが最高裁は【1】ベルチャ判決においてこの問題に言及した。被告人は連邦麻薬取締官への火器を用いた暴行につき連邦裁判所で訴追されたが無罪とされた、彼は次に州裁判所において同一の事件から生じた連邦捜査官への致命的武器による暴行という犯罪で訴追された。ベルチャ判決は、致命的な武器を用いた暴行に対する有罪判決は第656条に違反するとした。第656条の下では「もし当州での犯罪を構成する行為のすべてが以前の訴追での犯罪を立証するのに必要であったのであれば、被告人は他の法域における以前の無罪または有罪後に有罪とされえない。しかし、犯された犯罪が同一の行為でなく以前の訴追において存在しなかった構成要素を含む場合には当州での有罪は妨げられない」というのである。ベルチャ判決後に【4】カミンゴレ判決がこれに従った。(Id. at 892.)「連続的訴追を禁止する第793条と異なり、第656条は連続的有罪だけを禁止する (カミンゴレ判決)。第656条の理論的根拠 (rationale) は同一の犯罪に対する多重 (multiple) 有罪の禁止にあり、この根拠は、連続的有罪が異なる犯罪を前提とする場合、有効でない。以前の連邦有罪がカリフォルニアでの有罪を獲得するのに必要でない別個の行為を

前提にしているのであれば、被告人は同一の犯罪に対し連続して有罪とされたことにはならない。これがまさに本件で行われたことであった。連邦法の下ではコンスピラシー犯罪の本質 (gist) は共謀者間の違法な合意である。Braverman v. United States (1942), 317 U.S. 49. それ故 “コンスピラシーで処罰されるのは違法な合意であり表顕行為ではない。” 本件で被告人が連邦裁判所で訴追され有罪とされた決定的行為はカリフォルニアでの侵入盗を犯すための乙地での合意だった。しかし本件記録上、乙地での合意はカリフォルニアの店の侵入盗について被告人の有罪を獲得するのに必要な行為であったことは一切示されていない。乙地での合意とは別に被告人の侵入盗での有罪判決に対する十分な証拠があることを本件記録は示している。

また2001年のラザーレヴィッチ子供奪取誘拐他国有罪後隠匿等訴追合憲判決 (People v. Razarevich, 115 Cal.Rptr.2d 419) は、ユーゴスラビアのセルビアにおける子供の誘拐罪に対する有罪判決後に同一の未成年者留置と隠匿 (retaining and concealing) につきカリフォルニアで訴追された事案につき、二重の危険に違反しないとした。次のような事案である。すなわち、被告人ラザーレヴィッチ (X) は1982年にAと結婚し、1989年5月にロサンゼルス郡で離婚した。離婚時の判決で、Aは2人の子供の保護権 (physical custody) を、そしてXは訪問権 (visitation rights) を得た。Aは1989年9月、ロサンゼルスからサンタ・クルスに転居した。Xは1989年9月29日、Aに電話をかけ、9月30日から10月1日まで子供を訪問するためロサンゼルスから車で出かけると伝えた。彼は9月30日朝、2人の子供を車に乗せて出かけ、翌10月1日夕方に子供を連れてAの家に戻るようになっていたが戻ることはなかった。警察の捜査の結果、Xは不正に (fraudulently) 取得したパスポートを利用して子供と一緒に合衆国を出国し母国ユーゴスラビアに帰国したことが分かった。サンタ・クルス郡地方検察官はXに対する刑事告発状を提出し、Xの逮捕状を取得した。カリフォルニア北部地区合衆国検察局は訴追を回避する

ための違法な逃走 (Unlawful Flight) に対してXへの手続を開始した。セルビア当局は1991年、セルビア共和国刑法典第116条1項に違反して子供をその母親の合法的な保護から違法に奪取し留置 (taking and retaining) したとしてXに対する刑事手続を開始した。Xは1991年10月22日、有罪とされ、罰金の支払いまたは罰金を支払わなければ7日間の拘留を言い渡された。セルビア当局がユーゴスラビアで子供を取り戻した1995年6月7日まで、子供はセルビアで隠匿されていた。アメリカ市民がコソボ戦争前に避難させられたとき、2人の子供は合衆国外交官に引き渡され、1995年6月8日に母親と再会した。被告人 (X) は、逃亡犯罪人として合衆国に引き渡され、1997年にパスポート詐欺 (passport fraud) で連邦裁判所において有罪とされたが後に、任意に国外退去 (a voluntary deportation) した。しかしXは1997年12月、再びサンタ・クルスに戻り、間もなくAの家の近くで逮捕された。彼は合衆国への違法な再入国で訴追され有罪とされた。さらにXは1999年9月15日、刑法典287・5条違反の未成年者の留置・隠匿 (retaining and concealing) の2訴因で略式 (検察官) 起訴状で告発された。公判裁判所は2000年2月7日、カリフォルニア州にはこれらの出来事に対する裁判権がないことを理由に “一たん二重の危険にさらされた” として (for once in jeopardy) 公訴棄却の申立てを認めた。これに対し、控訴裁判所は1992年1月15日から1995年1月7日までの期間に関しては公訴棄却の命令は破棄されるとして次のように判示した。すなわち、カリフォルニア州刑法典第793条は “犯罪として告発された行為が他の州または国の裁判権内にあるとき、当州の裁判権内にあるときと同様に、前者での有罪または無罪は、当州でのそれに関する訴追の妨げとなる” と規定する。第656条は同様に、“被告人の公判で、彼がそれに関し公判に付されている行為または不作為を根拠とした、他の州、政府、または国の法律の下での刑事訴追に関して彼が有罪または無罪とされていたことが明らかなきときは常に、それは十分な防御である” と規定する。「第793条と第656条の

相違には法的な意味はない、いずれの制定法も他の制定法より大きな保護を提供していないからである。」訴追側は今では「1989年10月1日から被告人のセルビアでの有罪判決の日である1992年1月15日の間における彼の子供の誘拐と留置に対しては」セルビアでの誘拐の制定法は(被告人の)子供を奪って留置する(taking and retaining)ことの両者を処罰しているので、カリフォルニアが被告人を訴追することはできないことを認めている。しかしながら、「1992年1月15日から1995年6月7日の間の子供の隠匿と留置に対して被告人を訴追する裁判権はカリフォルニア州にある」、そして被告人は“セルビア当局が子供を母親の許に帰した1995年まで子供を継続して隠匿していた”のであるから、そのような訴追は二重の危険禁止に違反しないと主張する。(Id. at 423.) 1992年以降も未成年の子供を留置し隠匿するという被告人の“行為”は同年1月に訴追されたとき発生していなかった。ある犯罪が性質上継続的である犯罪の場合、二重の危険の法理は起訴状によって包含されている期間内に犯された行為に対する別個の犯罪(の訴追)を妨げるが、その後に故意で行われた犯罪活動の訴追を妨げない。被告人の1992年1月15日から1995年6月7日に及ぶ子供の違法な留置は、当初のセルビアでの訴追の範囲内に含まれていた活動ではなかった。(Id. at 425-426.)

次に2002年のゴフマン連邦有罪後同一事件州訴追一部維持自動車保険金詐欺事件判決(People v. Gofman, 119 Cal.Rptr.2d 122 (Cal. App.2 Dist. 2002))は、自動車事故を装い保険金会社から保険金を詐取したコンスピラシー等で連邦裁判所での有罪判決後、同一事件につきカリフォルニア州で訴追され第656条に従って公判裁判所が起訴状の多数の訴因を却下した事案につき、「連邦の起訴状で主張されていなかった2つの事故に関連する起訴状の2訴因を却下し、連邦訴訟(federal action)においてコンスピラシーで有罪とされなかった2人の被控訴人(Xら)に対するコンスピラシーの訴因を却下した点において公判裁判所は誤っている」(Id. at 124)として、この点についてのみ原判決を

破棄した。事実関係はまことに複雑である。要は、連邦大陪審は1998年5月13日、本件被控訴人ゴフマン(X)らを多数の訴因で正式起訴した。第1訴因はXら6人を郵便詐欺(mail fraud)を犯すコンスピラシーで告発していた。残りの訴因はいずれも郵便詐欺で、6件の仕組まれた自動車事故のどれかにかかわる一定の事実を明らかにしていた。XとPは第6訴因と第14訴因について有罪の答弁をし、Y、Zら4人は「第1訴因について有罪の答弁をした。」(Id. at 124-125.) 次いで州の大陪審は1999年8月5日、Xら6人を含む49人の被告人を37個の訴因で正式起訴した。起訴状には保険金詐欺および重窃盗(grand theft)を犯すコンスピラシーの訴因、保険金詐欺の実体犯罪に対する訴因等が含まれていたという事案である。

4 このようにみえてくると、本判決の意義と問題点は明らかと思われるが、さしあたり若干の視点を指摘するにとどめる。

まず第1、合衆国では1922年の全員一致の【10】ランサ判決以降、州法上の有罪判決後に同一事件につき連邦法違反で訴追しても合衆国憲法第5修正の二重の危険に違反せず、その逆に連邦法違反後の州訴追も同様である。そして1985年の【11】ヒース判決でこの二重主権法理は2州による連続訴追にも適用されることが判例上確立している。各州は「政治的共同体として相異なる主権であり」、主権の最たるものは「刑法典を創造し執行する各州の権限である。」州の訴追によって連邦政府の“平和と威信”が守られたかを判断する権利が連邦政府にあるのと全く同様に、他の州の訴追によって州の正当な主権の利益が満たされたかを判断する権利が各州に存在しなければならない。「憲法上の二重の主権原理はこのような基本的原理を反映している」というのである。

第2、第5修正の二重の危険と第14修正のデュー・プロセスとの関係を正確に把握しておく必要がある。二重の危険条項がデュー・プロセス条項を介して州に適用されるのは1969年6月22日のベントン判決(前出)のことであり、それ以前においては第14修正の一般的なデュー・プ

ロセスとのかかわりが問題となるにすぎなかった。したがって、1958年のホーグ判決、シウチ判決（いずれも前出）および1959年3月30日の【3】パートカス、【2】アベイトの両判決では激しい反対意見にもかかわらず、いずれもデュー・プロセスに違反しないと判示されたのである。ただ、アベイト判決の法廷意見の執筆が他の3判例で反対意見であったブレナン裁判官であることに端的に示されているように、二重の主権原理それ自体は連邦判例法上確立している。パートカス判決でのブレナン反対意見は“本件での州の訴追は事実上2度目の連邦訴追である”ことを根拠としており、他方、アベイト判決ではパートカス判決の事案とは異なり、州の訴追に連邦当局がかかわったことを示す証拠は皆無だったことが強調されていたのである。州にも適用される第14修正のデュー・プロセス条項に直接違反するのは“基本的公正さ（fundamental fairness）”に反するか“人間の良心にショックを与える（shock the conscience of the mankind）”行為等に限定されていることを押えておきたい。1970年のアッシュ判決（前出）がホーグ判決類似の事案につき、「最終的な事実の争点が有効かつ終局的な判決によって肯定されると、その争点はいかなる訴訟によっても同一の当事者間で再び争うことはできない」という古くから確立している副次的禁反言は「第5修正の保障する二重の危険の禁止の一部である」として原有罪判決を8対1で破棄できたのは、ベントン判決によって二重の危険がデュー・プロセス条項を介して州に適用されることが確立していたからである。

第3、しかしながら、州政府と連邦政府による同一行為に対する連続的訴追は第5修正の二重の危険に反しないとする二重主権法理は合衆国最高裁判例上確立しているが、各州が制定法または判例法によって認められている二重の危険の保障をより重視することはもちろん可能である。そして現にカリフォルニア州では刑法典第656条および第793条で「他の州、政府、または国による」確定判決後の同一事実についての訴追は禁止される旨のほぼ同一の規定を設けて

いることから、【6】第一次カンデラリア判決を嚆矢としてその解釈が争われたのである。そして本判決は、マリファナ密売のいわば縄張り争いからで生じた殺人事件に関して暴力犯罪の意図による州間移動につき連邦法違反として有罪確定後に身代金目的での誘拐・殺人でカリフォルニアで訴追された事案につき、一連の先例を詳論した上で、【1】ベルチャ州最高裁判決および【5】ブラウン州控訴審判決によれば、「本件訴追は連邦の事案で不必要とされた身代金目的での誘拐・殺人の立証を必要」としており「身代金目的での誘拐・殺人は州間移動を必要としていない」から本件訴追は有効であると判示したのである。

そして最後に「ロス疑惑」との関連について触れておく。すでに論証したことだが³⁾、アメリカでは未完成犯罪としてのコンスピラシー（共謀罪）は実体犯罪とは別個独立の犯罪であることが確立しているので「共謀罪は有効」とのロス地裁の決定（2008年9月27日）は当然のことと思われる。カリフォルニア州では法域外での確定判決を重視する刑法典第656条（および第793条）があるが、共謀罪は有効であることに変わりはない。もっとも、カリフォルニア州では2004年に「他国」という語句を削除する法改正を行い「外国の裁判について二重の危険の禁止を削除したが、改正以前の事件で再度の起訴を認めるのは、合衆国憲法第5修正の事後の禁止にあたる」とする「ロス事件」類似のケースがあるとの指摘がある⁴⁾。そして最も重要なカリフォルニア刑法典第656条および第793条については残念ながら時間的余裕がなく各関連判例からの孫引きにすぎないので、あらためて立法経緯等を明らかにする必要があるが、今後の課題とするほかない。

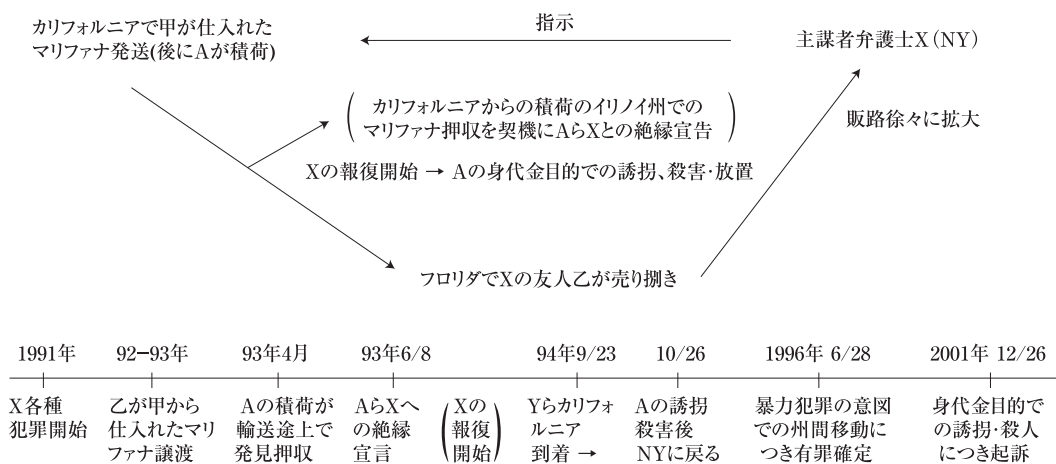
ちなみに、筆者は「ロス疑惑」の再燃を契機に当初の予定を変更して「二重の危険と二重主権法理」に関する一連の合衆国最高裁判例をほぼ網羅的に精査⁵⁾した後「二重主権法理をめぐるカリフォルニア州法の動向」について検討を加えてきたところ⁶⁾、全く思いがけず、三浦和義氏のロスへの移送直後の自殺（2008年10月10

日)の報に接した。ただ、この事件を通じて一事不再理ないし二重の危険にあわせて日本の刑法には存在しない英米法上の共謀罪(conspiracy)に関する一般国民の関心が高まったこともさることながら、なお立法課題とされている共謀罪にかかわる問題でもあり、カリフォルニア州の

動きを含めたアメリカ判例法上の二重の危険に関する別稿⁷⁾を予定しているので、その際あらためて旧稿を整理しつつ、先に指摘した未解明の問題について検討したいと考えている。

注

1) 本フリードマン判決の事実関係をまとめておく。



- 2) 詳しくは、小早川義則「排除法則の範囲（二）——毒樹の果実を中心に——」名城ロースクール・レビュー第9号（2008年11月）158頁以下、同「アメリカ刑事判例研究（二） Heath v. Alabama, 474 U.S. 82 （1985）——同一行為に対する二州による連続訴追と合衆国憲法第5修正の二重の危険——」、名城ロースクール・レビュー第9号（2008年11月）267頁以下参照。
- 3) 小早川『共謀罪とコンスピラシー』（成文堂、2008年6月）参照。
- 4) 樋口範雄「時の問題・二重の危険または一事不再理——アメリカの状況」法学教室333号（2008年6月）11～12頁。
- 5) 小早川・前掲注2）参照。
- 6) 小早川義則「排除法則の範囲（三・完）——毒樹の果実を中心に——」名城ロースクール・レビュー本号。
- 7) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ』（2009年9月刊予定）。

（2009年1月4日稿）

